

飯綱町(アイバス)、小川村へのくるる導入に向けた事務手続きについて

飯綱町(アイバス)、小川村へのくるる導入に向け、下記のとおり取扱規則の制定・改正、確認書の取り交わしを予定しています。

内容につきましては、本協議会の中に位置づけられている「ICカードシステム運営委員会」で協議を行った上で、運用開始予定の令和元年10、12月までの間に手続きを進めてまいります。

協議会においては、必要に応じて協議や報告等をさせていただきますので、あらかじめご承知をお願いします。

【取扱規則】(協議会規則)

No	区分	表題	主な内容	改正等の内容
1	一部改正	KURURU取扱規則	KURURUカードによる旅客の運送等について、使用条件等を定めているもの	適用範囲の拡大、KURURU取扱窓口の追加など
2		KURURUポイント取扱規則	KURURUポイントサービス内容及び適用条件を定めているもの	交通事業者、KURURU取扱窓口の追加など
3	新規	小川村高齢者用ICカード取扱規則	小川村の高齢者用ICカードのサービス内容及び使用条件を定めるもの	協議会の規則として新たに定めるもの

【確認書】

No	区分	表題	主な内容	関係者						
				協議会	長野市	飯綱町	高山村	小川村	アルピコ交通	長電バス
1	新規	飯綱町への導入に関する確認書(アイバス)	飯綱町拡大、小川村導入費用の負担者などを規定し、関係者で確認するもの	○		○	○			○
2		小川村への導入に関する確認書		○		○	○	○	○	
3		運営に関する確認書(飯綱町)	飯綱町、小川村でのICカードシステムの運営のために必要な事項を規定し、関係者で確認するもの	○		○			○	○
4		運営に関する確認書(小川村)		○				○	○	○
5		小川村高齢者用ICカードに関する確認書	高齢者用ICカード運用にあたり必要な事項(ポイント、発行事務取扱手数料、カード作成費等の負担)を規定し、関係者で確認するもの	○				○		
6		小川村高齢者用ICカード事業ICカードシステムによるバス運行に関する確認書	高齢者用ICカード事業に伴うバス運行に関して、関係者で確認するもの(割引分の負担、割引路線などを規定)		○	○	○	○	○	○